別表六㈠の記載要領第一一号中「「２」から「17」まで」を「「(2)」から「(16)」まで」に改め、同第二三号中「公益法人等」を「公共法人等」に改め、同第四号を削り、同第五号中「「((19)＋(20)＋(21))又は当初申告税額控除額　(22)」」を「「((18)＋(19)＋(20))又は当初申告税額控除額　(21)」」に改め、同号㋑中「「((19)＋(20)＋(21))又は」」を「「((18)＋(19)＋(20))又は」」に改め、同号㋒中「別表六(二)「22」」を「別表六(二)「21」」に改め、同号を同第四号とし、同第六号中「第８号」を「第７号」に改め、同号を同第五号とし、同第七号を同第六号とし、同第八号中「「納付した控除対象外国法人税額　(26)」」を「「納付した控除対象外国法人税額　(25)」」に改め、同号を同第七号とする。

別表六㈠付表一の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額」を「納付した控除対象外国法人税額」に改め、同表の記載要領第一号及び第二一号を次のように改める。

1　この表は、内国法人が法第69条（外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「(5)」から「(24)」までの各欄は、令第141条の２第１号（国外所得金額）に掲げる国外源泉所得に係る所得の金額について記載すること。この場合において、「(5)」から「(24)」までの各欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

別表六㈠付表一の記載要領第三号中「又は令和２年旧令第155条の28第３項（連結控除限度額の計算）に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額」を削り、同第四号中「「納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額　(7)」」を「「納付した控除対象外国法人税額　(7)」」に改め、「又は令和２年旧令第155条の27の２第１号」を削る。

別表六㈠付表二の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領第一号を次のように改める。

1　この表のⅠは、内国法人が令第141条の４第１項（国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六㈠付表二の記載要領第六号を次のように改める。

6　この表のⅡは、内国法人が令第141条の５第１項（銀行等の資本に係る負債の利子）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六㈠付表三の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領第一号中「又は連結法人」を削る。

別表六㈠付表四の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領第一号を次のように改める。